

改正後	現行
<p>（名簿からの採用の方法の特例）            第九条（略）            2・3（略）            4 任命権者は、規則八―一八（採用試験）第三条第一項第三号に掲げる採用試験のうち、同規則第四条第一項の規定により区分された行政の採用試験であつて、同規則第五条第一項の規定により区分されたもの（以下この項において「<u>一般職大卒程度行政地域試験</u>」という。）の対象となる本省庁（会計検査院、人事院、内閣官房、内閣法制局並びに内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条に規定する国の行政機関に置かれる組織のうち、内部部局又はこれに準ずる組織として人事院が定めるものをいう。以下この項において同じ。）に属する官職について、当該官職を対象とする名簿に記載されている者のみでは本省庁に属する官職に求められる適性等を有する者を十分に得ることができないと見込まれるときは、前条第一項及び前二項の規定にかかわらず、当該名簿以外の<u>一般職大卒程度行政地域試験</u>の結果に基づいて作成された名簿に記載されている者で本省庁に属する官職に求められる適性等を有</p>	<p>（名簿からの採用の方法の特例）            第九条（略）            2・3（略）            4 任命権者は、規則八―一八（採用試験）第三条第一項第二号に掲げる採用試験のうち、同規則第四条第一項の規定により区分された行政の採用試験であつて、同規則第五条第一項の規定により区分されたもの（以下この項において「<u>Ⅱ種行政地域試験</u>」という。）の対象となる本省庁（会計検査院、人事院、内閣官房、内閣法制局並びに内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条に規定する国の行政機関に置かれる組織のうち、内部部局又はこれに準ずる組織として人事院が定めるものをいう。以下この項において同じ。）に属する官職の任命権者は、当該官職を対象とする名簿に記載されている者のみでは本省庁に属する官職に求められる適性等を有する者を十分に得ることができないと見込まれるときは、前条第一項及び前二項の規定にかかわらず、当該名簿以外の<u>Ⅱ種行政地域試験</u>の結果に基づいて作成された名簿に記載されている者で本省庁に属する官職に求められる適性等を有すると認めるもの</p>

すると認めるものの中から面接を行い、その結果を考慮して採用することができる。

5 任命権者は、補充しようとする官職に係る名簿及び第一項の名簿以外の名簿に記載されている採用候補者についてやむを得ない事情がある場合において、試験機関（規則八一八第十一条第一項に規定する試験機関をいう。以下同じ。）がその者の得点等を考慮して適当と認めるときは、前条第一項及び前各項の規定にかかわらず、その者について面接を行い、その結果を考慮して採用することができる。

6 (略)

(名簿の作成)

第十条 試験機関は、規則八一八第二十四条の規定により採用試験の最終の合格者を決定した後、直ちに、同規則第三条第一項に規定する採用試験（同規則第四条第一項若しくは第二項又は第五条第一項の規定により区分されている場合には、それぞれ同規則第四条第三項に規定する区分試験又は同規則第五条第二項に規定する地域試験）ごとに名簿を作成し、試験機関の長（名簿の作成についての権限の委任が行われた場合には、その委任を受けた者とする。第三項において同じ。）が当該名簿に記名押印するものとする。

2 名簿には、規則八一八第二十四条に規定する最終の合格者の氏名及び得点を、その得点順に記載するものとする。

中から面接を行い、その結果を考慮して採用することができる。

5 任命権者は、補充しようとする官職に係る名簿及び第一項の名簿以外の名簿に記載されている採用候補者についてやむを得ない事情がある場合において、試験機関（規則八一八第九条第一項に規定する試験機関をいう。以下同じ。）がその者の得点等を考慮して適当と認めるときは、前条第一項及び前各項の規定にかかわらず、その者について面接を行い、その結果を考慮して採用することができる。

6 (略)

(名簿の作成)

第十条 試験機関は、規則八一八第二十二条の規定により採用試験の最終の合格者を決定した後、直ちに、同規則第三条第一項各号に掲げる採用試験（同規則第四条第一項又は第五条第一項の規定により区分されている場合には、それぞれ同規則第四条第二項に規定する区分試験又は同規則第五条第二項に規定する地域試験）ごとに名簿を作成し、試験機関の長（名簿の作成についての権限の委任が行われた場合には、その委任を受けた者とする。第三項において同じ。）が当該名簿に記名押印するものとする。

2 名簿には、規則八一八第二十二条に規定する最終の合格者の氏名及び得点を、その得点順に記載するものとする。

る。

3 (略)

(採用候補者の復活)

第十三条 名簿管理者は、前条第一項第二号から第五号までに掲げる場合のいずれかに該当して名簿から削除された採用候補者から当該名簿への復活の申出があつた場合において、相当の理由があると認めるときは、当該採用候補者を当該名簿に復活することができる。

2 (略)

(名簿の有効期間)

第十四条 名簿の有効期間は、名簿の効力が発生した時から一年(規則八一八第三条第一項第一号から第三号まで、第十号及び第十二号に掲げる採用試験に係る名簿にあつては、三年)とする。

2・3 (略)

る。

3 (略)

(採用候補者の復活)

第十三条 名簿管理者は、前条第一項第一号から第五号までに掲げる場合のいずれかに該当して名簿から削除された採用候補者から当該名簿への復活の申出があつた場合において、相当の理由があると認めるときは、当該採用候補者を当該名簿に復活することができる。

2 (略)

(名簿の有効期間)

第十四条 名簿の有効期間は、名簿の効力が発生した時から一年(規則八一八第三条第一項第一号に掲げる採用試験に係る名簿にあつては三年、同項第五号及び第六号に掲げる採用試験に係る名簿にあつては二年)とする。

2・3 (略)